

通所介護

1 事業概要

要介護者が定員 19 人以上の老人デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準（共生型サービスの特例を受ける場合の基準は◎を参照）

職 種	員 数 ・ 資 格																																																																										
生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位数に関わらず、提供日ごとに指定通所介護の提供を行う時間数（提供時間数^{※1}）に応じて専従 1 人以上 ★ 計算式：勤務延時間数(X) ÷ 提供時間数(Y) = 1 以上 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1単位 9:00～14:00</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">2単位 13:00～18:00</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の相談・援助等に支障がない範囲で、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間を含めることができる。 <p>【資格】 社会福祉主事任用資格，社会福祉士，精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者^{※2}</p>	1単位 9:00～14:00	2単位 13:00～18:00																																																																								
1単位 9:00～14:00																																																																											
2単位 13:00～18:00																																																																											
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに提供時間数^{※3}に応じて専従の介護職員を利用者の数に応じた人数配置する。 ・ 単位ごとに提供時間帯を通じて常時 1 人以上配置する。 ・ 単位ごとに常時 1 人以上配置されている限りにおいて、単位を超えて柔軟な配置が可能 ・ 利用者数に応じた人数は次のとおり <p style="text-align: center;">15 人を超える数を 5 で除して得た数に 1 を足した数に平均提供時間数を乗じて得た勤務延時間数を確保する人数</p> $(X) = \{ (利用者数 - 15) \div 5 + 1 \} \times (Y)$ <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="7">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th>3.0H</th> <th>4.0H</th> <th>5.0H</th> <th>6.0H</th> <th>7.0H</th> <th>8.0H</th> <th>9.0H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">利用者数</td> <td>11人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6H</td> <td>4.8H</td> <td>6.0H</td> <td>7.2H</td> <td>8.4H</td> <td>9.6H</td> <td>10.8H</td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2H</td> <td>5.6H</td> <td>7.0H</td> <td>8.4H</td> <td>9.8H</td> <td>11.2H</td> <td>12.6H</td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8H</td> <td>6.4H</td> <td>8.0H</td> <td>9.6H</td> <td>11.2H</td> <td>12.8H</td> <td>14.4H</td> </tr> <tr> <td>19人</td> <td>5.4H</td> <td>7.2H</td> <td>9.0H</td> <td>10.8H</td> <td>12.6H</td> <td>14.4H</td> <td>16.2H</td> </tr> <tr> <td>20人</td> <td>6.0H</td> <td>8.0H</td> <td>10.0H</td> <td>12.0H</td> <td>14.0H</td> <td>16.0H</td> <td>18.0H</td> </tr> </tbody> </table>			平均提供時間数							3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	利用者数	11人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	15人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	16人	3.6H	4.8H	6.0H	7.2H	8.4H	9.6H	10.8H	17人	4.2H	5.6H	7.0H	8.4H	9.8H	11.2H	12.6H	18人	4.8H	6.4H	8.0H	9.6H	11.2H	12.8H	14.4H	19人	5.4H	7.2H	9.0H	10.8H	12.6H	14.4H	16.2H	20人	6.0H	8.0H	10.0H	12.0H	14.0H	16.0H	18.0H	生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤でなければならない。
				平均提供時間数																																																																							
		3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																			
利用者数	11人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																			
	15人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																			
	16人	3.6H	4.8H	6.0H	7.2H	8.4H	9.6H	10.8H																																																																			
	17人	4.2H	5.6H	7.0H	8.4H	9.8H	11.2H	12.6H																																																																			
	18人	4.8H	6.4H	8.0H	9.6H	11.2H	12.8H	14.4H																																																																			
	19人	5.4H	7.2H	9.0H	10.8H	12.6H	14.4H	16.2H																																																																			
	20人	6.0H	8.0H	10.0H	12.0H	14.0H	16.0H	18.0H																																																																			

看護師又は 准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに専従1人以上 ・ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携し、次の要件を満たす場合は、看護職員が確保されているものとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> ① 看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行っていること。 ② 病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っていること。
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上 ・ 当該事業所の他の職務に従事することができる <p>【資格】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）の資格を有する者</p>
管理者	<p>常勤専従1人</p> <p>※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>
◎共生型居宅サービスの特例を受ける場合の基準	<p>障害福祉制度等の指定を受けている事業所で、介護保険の共生型居宅サービス（共生型通所介護）の指定の特例を受ける場合は、指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項）、指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援基準（H24厚老省令15号以下「指定通所支援基準」という。第5条第1項）又は、指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者は障害支援区分5とみなして計算）の数に当該指定生活介護事業所等の利用者の数を合わせた数に対して、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上配置されること。</p>

※1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く。）

※2 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉施設等に勤務したことのある者で、実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると法人が証明した者

※3 提供時間数＝平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数を利用者数で除した数）×（（利用者数-15）÷5+1）

（2）設備基準（共生型サービスの特例を受ける場合の基準は◎を参照）

設 備	面 積 等
食堂及び機能訓練室 ^{※1※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合計面積が利用定員×3㎡以上（相談室等への導線は除く） ・ 食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可
相 談 室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしない配慮
静 養 室	
事 務 室	

その他必要な設備及び備品	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	
◎共生型居宅サービスの特例を受けられる場合の基準	指定生活介護事業所等として満たすべき基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。

※1 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。ただし、効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

※2 指定通所介護の機能訓練室等と、併設医療機関や介護老人保健施設の指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについて、次の条件に適合する時は同一の部屋等でも可

- ① スペースが明確に区分されていること。
 ② 指定通所介護の区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーションのスペースが、指定通所リハビリテーションの設備基準を満たしていること。

(3) 宿泊サービスを提供する場合

通所介護の提供以外の目的で、通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合、当該サービス内容の変更又は廃止する場合は、指定権者に届け出を行うこととしている。

区 分	内容、基準等
届け出が必要となるサービス	次の場合において、通所介護事業所の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供するとき。 <ul style="list-style-type: none"> 通所介護事業所の営業時間外に、当該通所介護事業所の設備の一部を使用する場合 通所介護事業所と同一建物内又は通所介護事業所と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等を使用する場合
人員に関する指針	従業者 ≪員数≫ <ul style="list-style-type: none"> 宿泊サービス提供内容に応じ必要数を確保 提供時間帯を通じて介護職員又は看護職員を常時1人以上確保し、かつ、単独型短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準以上を配置 緊急時に対応できる職員配置又は連絡体制の整備 ≪資格≫ <ul style="list-style-type: none"> 介護職員は、介護福祉士等の資格を有する者等が望ましい。 介護職員以外の従業者についても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。
	責任者 宿泊サービス従業者の中から、責任者を定める。
設備に関する指針	利用定員 ≪通所介護事業所の設備利用の場合≫ 通所介護事業所の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下 ≪上記以外の場合≫ 通所介護事業所の運営規程に定める利用定員の2分の1以下
	設備等 消火設備その他非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスに必要な設備、備品を備え、通所介護事業所の運営に支障がないよう適切に管理する。 ≪宿泊室≫ <ul style="list-style-type: none"> 定員は1室当たり1人とする。ただし、処遇上必要な場合は2人可 床面積は1室当たり7.43㎡以上とすること。 ※ 上記以外の宿泊室を設置する場合 定員は、1室当たり4人以下、床面積は7.43㎡×(総定員-個室定員)以上 プライバシーが確保されたもの、処遇上必要な場合を除き、男女同室は不可
運営に関する指針	通所介護事業所の運営指針に準じた内容とする。

参照：広島県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針